

次期計画の方向性

I 第4次障害者基本計画 骨格（案） 障害者施策の基本的な方向

内閣府 障害者政策委員会 議事資料より

1 安全・安心な生活環境の整備

住宅の確保

移動しやすい環境の整備

アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進

障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

2 情報アクセシビリティの向上及び意志疎通支援の充実

情報通信における情報アクセシビリティの向上

情報提供、意志疎通支援の充実

行政情報のアクセシビリティの向上

3 防災、防犯等の推進

防災対策の推進

防犯対策の推進

消費者トラブルの防止及び被害からの救済

4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

権利擁護の推進、虐待の防止

障害を理由とする差別の解消の推進

5 自立した生活の支援・意志決定支援の推進

意志決定支援の推進

相談支援体制の構築

地域移行支援、在宅サービス等の充実

障害のある子どもに対する支援の充実

障害福祉サービスの質の向上等

福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進及び身体障害者補助犬の育成等

障害福祉を支える人材の確保・育成

6 保健・医療の推進

精神保健・医療の適切な提供等

保健・医療を支える人材の育成・確保

難病に関する保健・医療施策の推進

障害の原因となる疾病等の予防・治療

7 行政等における配慮の充実

選挙等における配慮等

行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等

8 雇用・職業、経済的自立の支援

総合的な就労支援

経済的自立の支援

障害者雇用の促進

障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

福祉的就労の底上げ

9 教育の振興

インクルーシブ教育システムの推進

教育環境の整備

高等教育における支援の推進

10 文化芸術活動・スポーツ等の振興

文化芸術活動の振興、余暇・レクリエーション活動の充実

スポーツの振興、パラリンピックに係る取組の推進

11 国際協力の推進

国際社会に向けた情報発信の推進等

障害者の国際交流の推進 など

Ⅱ 平成30年度に向けた障害福祉計画基本指針等の見直し

■基本指針見直しのポイント

- 1 地域における生活の維持及び継続の推進
- 2 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 就労定着に向けた支援
- 4 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 5 地域共生社会の実現に向けた取組
- 6 発達障害者支援の一層の充実

■成果目標等（障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標）の見直し

<次期計画>

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築（変更）
- 3 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 子どもの将来の自立に向けた発達支援（新規）

<現計画>

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行
- 3 地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等

Ⅲ 障害児福祉計画で掲げる事項（児童福祉法より）

- 1 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標
これらの種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策
- 2 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み量
これらの提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項